

一般財団法人三鷹市勤労者福祉サービスセンター
令和5年度 会員及び会員店舗利用補助事業に係る運営要領

(目的)

第1条 一般財団法人三鷹市勤労者福祉サービスセンター（以下「センター」という。）が発行する会員店舗での利用可能な利用補助券（以下「クーポン」という。）を、会員が活用することで、会員及び会員事業所間の利用促進を図り、会員の福利厚生の実と会員事業所の振興並びに地域経済の発展に寄与することを目的とする。

(事業概要)

第2条 センターは、クーポンをセンターの会員に発行する。会員及びその家族は、クーポンの利用可能な会員店舗（以下「会員店舗」という。）にて、飲食代金等の一部として充てることができる。クーポンの利用があった会員店舗は、利用補助事業終了後にクーポンと一緒に利用した補助金額をセンターに請求する。なお、会員店舗は、三鷹市内の会員事業所の店舗とし、会報等で参加を募ることとする。

(クーポン)

第3条 クーポンは、1会員に3枚を発行し、1枚あたりの補助額を300円とする。利用対象者は、会員及びその家族（以下「利用者」という。）とし、1回あたり500円以上の利用でクーポン1枚を使用できることとする。

(クーポンの利用方法)

第4条 利用者は、センターが発行する会報に掲載されるクーポンを切り取り、次の方法で利用する。

- (1) 利用者は、クーポンに会員番号・会員氏名を記入後、会員店舗に持参する。
- (2) 利用者は、飲食代金等の清算時にクーポンを店舗に提出し、補助額（300円）を差し引いた金額を店舗側に支払う。

(会員店舗の決定)

第5条 本事業に参加を希望する事業所は、「会員及び会員店舗利用補助事業参加申込書（様式第1号）」を理事長に提出するものとする。理事長は、申し込みがあったときは、申込事業所が地域社会に貢献していることや内容等が本事業の目的並びに公共の福祉に反していないことなどを考慮の上、適否を決定し、「会員及び会員店舗利用補助事業参加(承認・不承認)通知書（様式第2号）」を事業所宛に通知する。なお、承認を受けた会員店舗については、年度内においての再申請は不可とする。

(会員店舗の紹介)

第6条 会員店舗の会報への掲載については、クーポン掲載会報に店舗内容等掲載し、記事内容については、センターと事業所間で協議のうえ決定する。ただし、デザインや掲載位置等については、センターに一任するものとする。

(クーポンの請求及び精算)

第7条 会員店舗は、利用者から受け取ったクーポンを次の方法にて清算する。

- (1) 事業終了後、会員店舗は、クーポンと請求書をセンターに提出する。
- (2) センターは、クーポンと請求書を受理後、30日以内に会員店舗へ支払うこととする。

(事業実施期間)

第8条 本事業で、センター会員がクーポンを利用できる期間は、クーポンに記載されている期間内とする。

(委任)

第9条 この要領に必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和5年9月1日から施行する。